

公益財団法人さいたま市スポーツ協会 表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人さいたま市スポーツ協会（以下、「協会」という）として、スポーツ振興に貢献並びに加盟団体の発展に寄与し、その功績が顕著なもの及び指導者として優秀な成績をおさめ、他の模範となるものに対する表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(主催)

第2条 主催は協会とする。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は次に掲げるとおりとし、それぞれ表彰状を授与する。

- (1) スポーツ協会賞
- (2) 優秀指導者賞
- (3) 会長特別賞

(感謝状)

第4条 会長は、特に必要があると認めるときは、感謝状を贈呈することができる。

(選考基準)

第5条 スポーツ協会賞は、次の各号の一に該当するものに対して授与する。

- (1) 協会の発展に功績のあったもの
 - (2) 協会加盟団体の発展に功績のあったもの
- 2 優秀指導者賞は、指導者として特に優秀な技量を発揮し、他の模範と認められる成績を収めたものを対象とする。成績については過去の成績も含める。
- 3 会長特別賞は特に著しく功績があり、必要と認められたものに対して授与する。

(受賞資格)

第6条 受賞の資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学するもの
- (2) 市内に所在する学校又は団体に所属するもの

(受賞者の推薦)

第7条 受賞者の推薦は、会長特別賞を除き、協会に加盟する団体の長又は総務委員長が推薦書を会長に提出するものとする。

(選考)

第8条 受賞者の選考は総務委員会が行うものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、総務委員長が別に定める。

附 則

この規程は平成27年12月16日より施行する。

この規程は平成28年3月15日より施行する。

この規程は平成29年1月25日より施行する。

この規程は平成31年4月1日より施行する。